

令和9年度  
社会福祉施設等施設整備費補助事業  
次世代育成支援対策施設整備費補助事業  
事業者募集要項

令和8年5月

山形市福祉推進部障がい福祉課

## 1 趣旨

「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号）」、「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和7年8月29日こ成事第469号）」及び「山形市障がい福祉計画（第7期計画）、山形市障がい児福祉計画（第3期計画）（令和6年度～令和8年度）」、「山形市第5次障がい者基本計画（令和7～11年度）」に基づき、障がいのある方が、地域の中で心身ともに健康で経済的に自立した生活を持続し、さらに、自らの決定に基づきあらゆる社会活動に参加し、その能力を最大限に発揮し活躍できるよう、国庫補助制度を活用することで障がい福祉サービス事業所等の整備を促進し、サービスの充実を図るものです。

## 2 対象施設

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号以下「障害者総合支援法」という。）の規定に基づく施設）

障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う施設）、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労選択支援事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、福祉ホーム

- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく施設）

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

※ 児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）について山形県が審査・補助を行います。整備を計画している事業者は一度市へご連絡ください。

## 3 応募資格及び応募要件

- (1) 応募資格

応募の資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ア 社会福祉法人
- イ 特定非営利活動法人
- ウ その他の公益を目的とする法人（医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人又は一般財団法人等）
- エ 営利法人

## (2) 応募要件

ア 応募事業者は次に掲げる要件を満たすものとします。

- (ア) 山形市の障がい福祉行政を理解し、障がい福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、障がい福祉事業を継続して遂行できる十分な経済基盤、信用、知識経験等を有する法人であること。
- (イ) 障害者総合支援法第36条第3項に定める欠格事項に該当しない法人であること。(社会福祉施設等施設整備に該当する場合)
- (ウ) 児童福祉法第21条の5の15第3項に定める欠格事項に該当しない法人であること。(次世代育成支援対策施設整備に該当する場合)
- (エ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない法人であること。(一般競争入札の参加者の資格)
- (オ) 山形市暴力団排除条例(平成23年市条例第25号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する法人でないこと。
- (カ) 過去に、山形市内外を問わず障害福祉サービス事業の整備・運営について重大な法令等の違反がない法人であること。
- (キ) 市税等の滞納がないこと。
- (ク) 施設を整備し、当該事業を運営する法人であること。したがって、土地所有者による建て貸しの場合は、交付対象者と認めない。

イ 事業予定地に選定する土地は次に掲げる要件を満たすものとします。

- (ア) 法人の自己所有地又は借地とする。借地の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。
- (イ) 事業予定地を購入、寄附及び借受により確保する場合、応募の段階では契約を有していなくても、事業予定地の確保が確実であることを証する書面(権利者からの確約書等)を提出すること。
- (ウ) 新たに施設を整備する場合、災害レッドゾーン(災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)及び土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、融雪型火山泥流の被害想定区域の区域外で事業予定地を確保すること。
- (エ) 法人の自己所有地に抵当権等の施設存続の支障となり得るような権利設定がある場合又は新たに抵当権を設定する場合は、利用者保護の観点から、事業の実施について抵当権者の同意を得ていることを証する書面を提出すること。借地の場合は、事業開始までにその権利を抹消できることを証する書面を提出すること。(ただし、独立行政法人福祉医療機構及び当該機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関による抵当権設定の場合を除く。)

ウ 整備施設は次に掲げる要件を満たすものとします。

(ア) 法人所有物件又は賃貸物件とする。法人所有物件の場合は、整備後、建物の登記を行うものとする。賃貸物件の場合は、事業の存続に必要な期間の賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

(イ) 次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備については、補助対象施設の大規模修繕等における改修整備を除いて、法人所有物件のみを補助対象としており、賃貸物件については補助対象外とする。

#### 4 関係法令等の遵守

応募にあたっては、関係法令及び条例を遵守し、必要に応じて事前に関係課に確認してください。

- ・ 都市計画法に基づく開発許可(まちづくり政策課)
- ・ 農地法に基づく農地転用(農業委員会)
- ・ 農振法に基づく農振除外(農政課) など

#### 5 応募方法

受付期間	令和8年5月7日(木)～6月30日(火) (ただし、土日は除きます。)
受付時間	午前9時～午後5時まで
提出先	事前に電話連絡の上、山形市障がい福祉課に持参して提出してください。ただし、県外からの応募の場合、郵送による提出を認めることとし、受付期間最終日の消印を有効とします。なお、書類の不足・不備等があるもの、受付期間を過ぎたものは受理しない場合がありますので、早めの提出をお願いします。
提出書類	(別紙) 提出書類一覧のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正本及び副本(コピー可)各1部、計2部を提出してください。また、応募者においても控えを保管してください。</li> <li>・ 提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。ファイルに綴じる、インデックスを付ける必要はありません。</li> <li>・ 各書類は、証明書等規定のものを除き、原則A4版とし、A3版図面等はA4サイズに折って提出してください。</li> </ul>

#### 6 応募に係る質問及び回答

受付期間	令和8年5月7日(木)～5月29日(金)まで
送信先	山形市障がい福祉課
質問方法	山形市ホームページより質問票をダウンロードし、電子メールにより提出してください。受信確認後、受信確認の返信をいたします。(電話・郵送・持参等による質問は受け付けません。)
回答	電子メールにより行います。(電話や口頭での回答など個別的対応は行いません。) なお、質問があった事項については、Q&Aとして、山形市ホームページに掲載します。

## 7 応募に当たっての留意点

- (1) 1事業者の応募は1件とします。
- (2) 提出した計画が応募要件を満たさない場合は、応募を無効とします。
- (3) 応募書類に虚偽の記載があった場合、応募を無効とします。
- (4) 応募書類の提出に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- (5) 応募後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (6) 応募書類等は理由の如何を問わず返却しません。
- (7) 応募者から提出された応募書類等の著作権は、各応募者に帰属します。
- (8) 応募期間終了後は、事業者の都合による計画の変更は一切認めません。  
(山形市が必要と判断した場合、書類の追加、補正を求める場合があります。)
- (9) 山形市関係職員並びに本件関係者に対して、直接、間接を問わず、本件についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。
- (10) 事業計画を審査するため、選定後においても、事業計画の変更は認めません。変更が発覚した場合は、選定を取り消します。ただし、やむを得ない理由がある場合を除きます。
- (11) 選定後に事業譲渡等があった場合は、選定を取り消します。
- (12) 令和9年度中(令和10年3月31日まで)に工事及び開設準備を完了し、令和10年4月1日までに事業指定を受け、事業を開始してください。なお、工事及び開設準備の開始は交付決定後となりますが、交付決定日は未定です。
- (13) 建設工事をする際、山形市が定める「社会福祉施設等の建設工事契約の適正化に関する事務取扱」に基づき入札等の手続きをしていただきます。建築主体工事、電気設備工事、機械設備(管)工事の工種ごとの分離発注による指名競争入札とし、指名業者の選定については、山形市競争入札参加資格者名簿に記載されている、山形市内に本店を有する業者とします。
- (14) 補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等(財産)については、処分に制限がかかります。財産処分を行うにあたっては、山形市補助金等の適正化に関する規則第18条の規定により、市長が定める期間内は市長の承認を受けずに財産処分をすることはできません。併せて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条により、処分制限期間内は厚生労働大臣の承認を受けずに財産処分をすることはできません。  
処分とは、補助の目的に反した使用、譲渡、貸付、担保(抵当権の設定)、取壊し等を指します。「市長が定める期間」とは「厚生労働省告示第384号(平成20年7月11日)補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」によるものとします。
- (15) 今回応募した場合であっても、本市において選定した優先順位、国又は市の予算編成等により、本補助事業が必ず実施されるとは限りません。

## 8 事業の審査等

## (1) 審査方法

個別にヒアリングを実施後、山形市社会福祉施設等施設整備事業調整会議に諮り、市の実施方針に沿って審査を行います。

## (2) 審査結果及び選定の結果通知等

審査結果は、山形市ホームページで公表します。なお、事業者名は、選定された事業者以外は伏せて公表します。応募者がいない場合又は審査の結果によりすべての事業計画が本事業の目的を達成できないと判断した場合は、事業予定者の決定を行わないことがあります。

## 9 令和9年度事業に係るスケジュール（予定）

日程	内容
令和8年5月7日（木）	応募受付開始
令和8年6月30日（火）	応募書類の提出期限
令和8年7月～10月	事業内容ヒアリング、書類審査
令和8年11月	山形市調整会議での事業の審査、対象事業決定
令和9年3月	国庫補助協議提出
令和9年4月	国のヒアリング
令和9年6月	国庫補助内示
令和9年7月	工事関係書類順次提出
令和9年7月	補助金交付申請
令和9年8月	補助金交付決定
令和9年8月～令和10年1月	施設整備工事、工事完了
令和10年2月	完成検査
令和10年3月	実績報告書類提出、補助金額の確定、交付
令和10年4月	事業開始

## 10 問い合わせ先

山形市福祉推進部障がい福祉課障がい福祉第二係（山形市庁舎2階26番窓口）

住所 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話 023-641-1212（内線621）

メールアドレス shogai@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(別紙) 提出書類一覧 (必要に応じて、別途資料の提出を求められます。)

項目	備考	様式
① 整備事業者応募申込書	所定の様式 ※社会福祉施設等施設整備の場合 ※次世代育成支援対策施設整備の場合	1-1 1-2
② 事業計画書	所定の様式 ・事業計画調書及び事業スケジュール ・事業用地調書 ・施設調書 ・部屋別面積表 ・建築工事費等見積書、内訳書 ・工事内訳明細書(4-2に添付) ・設備備品購入内訳書 ・資金計画調書 ・自己負担財源・借入金償還財源調書	2 3 4 4-1 4-2 4-3 5 6
③ 社会福祉法人等調書 又は法人調書	所定の様式 ※社会福祉法人の場合 ※その他法人の場合	7-1 7-2
④ 誓約書	所定の様式	8
⑤ 権利者の同意書	所定の様式	9
⑥ チェックシート	所定の様式	10
⑦ 事業予定地の土地、建物 に関する権利関係・位置関 係が確認できる書類	土地・家屋登記簿謄本、売買契約書、賃貸借契約書、 譲渡契約書、住宅地図、位置図、字限図(借地・借 家の場合も必須)	
⑧ 基本設計図面等	設計図(配置図、平面図、立面図)、工程表 図面は施行前と施工後の二つを添付すること	
⑨ 定款又は寄附行為	最新のもの	
⑩ 法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書であって応募申込日前3か月以 内に発行されたもの	
⑪ 予算書及び決算書	直近1年分の貸借対照表、事業活動収支計算書又は 損益計算書を含むもの	
⑫ 借入金償還計画等一覧表		
⑬ 納税証明書	直近1年分のもの(消費税及び地方消費税、法人市 民税及び固定資産税) なお、山形市に納める税等がない法人の場合は、山 形市税の滞納がない(納めるべき税がない)ことを 証する書類を提出すること	
⑭ 指導監査の結果 及び改善状況(写)	直近のもの	
⑮ 利用者数見込調書	事業所利用者、保護者、相談支援事業所等に今回の 整備事業に係るニーズ調査を実施し、その結果を報 告すること	11
⑯ 補足資料	上記のほか、整備の内容を説明するにあたり必要な 資料 (例)【改築・修繕の場合】改築・修繕の必要性がわ かる資料として、改築前の図面、不具合の状況や老 朽化の状態がわかるもの(写真等)	

## (参考1) 主な整備区分について

## 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること（新たに障がい福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む）
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）をすること
大規模修繕等	既存施設の一部改修や附帯設備の改造等をする
スプリンクラー設備等整備	スプリンクラー設備、屋内消火栓設備等を整備すること
老朽民間社会福祉施設整備	老朽の程度の著しい障害福祉サービス事業所、障害者支援施設について改築整備をすること
避難スペース整備（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く）	被災障がい者等の受け入れが可能となる避難スペースを整備すること

## 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること（新たに障がい福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む）
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備と既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を併せてすること
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）をすること
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること
大規模修繕等	既存施設の一部改修や附帯設備の改造等をする
スプリンクラー設備等整備	スプリンクラー設備、屋内消火栓設備等を整備すること
老朽民間児童福祉施設整備	老朽の程度の著しい障害児入所施設について改築整備をすること
避難スペース整備	被災障がい者等の受け入れが可能となる避難スペースを整備すること
防犯対策強化に係る整備	非常通報装置の設置等防犯対策を強化する整備をすること

## (参考2) 補助制度について

## (1) 補助対象経費

補助対象経費は、次の①と②の合計額です。

- ① 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（補助対象外経費を除く）
- ② 工事事務費（①の2.6%に相当する額が上限額）  
※工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用で、  
旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。

## (2) 補助対象外経費

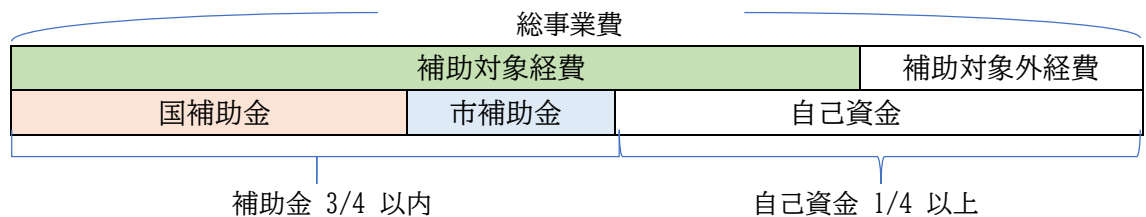
次の経費は補助対象外となり、法人等の自己負担となります。

- ① 土地の買収又は整地に要する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用  
(例) カーテン、電話機、消火器、ナースコール等の経費  
→建物に固定されておらず、取り外し可能な備品に該当するもの  
(例) 駐車場の舗装工事、門、塀等の外構工事の経費  
→建物と接着せず、別に独立して整備されているもの

## (3) 補助金上限額の計算方法

以下により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため、満額の交付を保証するものではありません。

## 【社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設の場合】



## &lt;創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合&gt;

- ア 補助対象経費×3/4（1,000円未満切り捨て）
- イ 国庫補助基準額（国の要綱で定める1施設あたりの基準単価）
- ウ アとイを比較して少ない方の額→国と市の補助金額合計
- エ ウ×2/3（1,000円未満切り捨て）→国の補助金額
- オ ウからエを引いた残りの額→市の補助金額

## &lt;大規模修繕等及びスプリンクラー設備等整備の場合&gt;

ア 補助対象経費

イ 国庫補助基準額（国の要綱で定める基準額）

ウ アとイを比較して少ない方の額× $3/4$ （1,000円未満切り捨て）  
→国と市の補助金額合計エ ウ× $2/3$ （1,000円未満切り捨て）→国の補助金額

オ ウからエを引いた残りの額→市の補助金額

※ なお、「大規模修繕等」の場合、『補助対象経費の総額の $3/4$ 』が国の要綱で定める当該施設を創設した場合の『国庫補助基準額』を超える場合には、『国庫補助基準額』が上限となります。

## 【次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設の場合】

総事業費		
補助対象経費		補助対象外経費
国補助金	市補助金	自己資金
補助対象経費の $1/2$	国補助金の $1/2$	補助対象経費の $1/4$ 以上
補助対象経費の $3/4$ 以内		

ア 補助対象経費× $1/2$ （1,000円未満切り捨て）

イ 国の要綱で定める交付基礎点数に1,000円を乗じた額

ウ アとイを比較して少ない方の額→国の補助金額

エ ウ× $1/2$ （1,000円未満切り捨て）→市の補助金額

オ ウ+エ→国と市の補助金額合計